

協議会委員および幹事会委員の代理出席について

- ・協議会および幹事会について委員の代理出席を認めるものとする。
- ・各施設、各団体において、委員の出席ができない場合、施設、団体は代理を出席させるものとする。

各病院のがん対策担当事務責任者の幹事会の陪席について

今後3カ月毎に開催される幹事会において、幹事会委員以外に、各拠点病院および支援病院は、がん対策担当もしくは拠点病院事業担当または支援病院事業担当の事務責任者を陪席させるものとする。

各病院のがん対策担当事務責任者の協議会の陪席について

今後3カ月毎に開催される協議会において、協議会委員以外に、各拠点病院および支援病院は、がん対策担当もしくは拠点病院事業担当または支援病院事業担当の事務責任者を陪席させるものとする。

各部会委員への支援病院職員を追加することについて

現在活動している7つの部会の各委員を、各支援病院は選出し、毎月の会議および事業へ参加させるものとする。

具体的な参加方法等は、部会ごとに個別に定めるものとする。